

令和8年度 前橋市立粕川中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切な対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために本基本方針を策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

- ・全教職員と生徒、保護者が、いじめは本校のどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものであり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると強く認識し、いじめ防止は生徒達の命を守ることにもつなげる緊急で重要な課題であるということを共有する。
- ・生徒達一人一人に、いじめを許さない、いじめに負けない心情をしっかりと育てるとともに、集団全体にいじめに向かわない雰囲気を形成できるよう、すべての教育活動を通して、組織的・意図的・計画的に取り組む。
- ・家庭・地域、市教委や関係機関等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じたいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切な対応等の取組を推進する。

(1) 学校の課題

本校の生徒からは素直に物事を受け止めて、まじめに取り組む姿が見られている。また、他の人に対する心の優しさを持ち、行動に表せる生徒が多く見受けられる。

しかし、自分の気持ちや考えを伝えることが苦手であったり、他の人の目を気にして消極的な態度になったりしてしまう生徒も少なくない。

さらに、SNSなどを介しての悪口や噂話などがきっかけで、同級生とトラブルになることなども散見している。

(2) めざす生徒像

- ・いじめをしない生徒（自分で考え、判断し、行動できる）
- ・いじめをさせない生徒（自分自身も友達も大切にできる）
- ・いじめを見逃さない生徒（たくましい心と実践力を持っている）

(3) 学校としてなすべきこと

①いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと強く認識する。
- ・いじめの理解や防止に向けた校内研修を実施し、生徒指導委員会を核に校内研修部、教育相談部、道徳部や学級活動部の連携を図る組織的な体制を整える。

②生徒指導委員会と教育相談部とが連携し、全教育活動を通じた生徒指導の充実を図ること

- ・「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施して教育相談を充実することで、自発的な訴えや報告を促す積極的な指導を展開する。

③家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・本方針をPTA役員会や学級懇談会で提示するとともに、地域への周知を図る。

- ・いじめ防止の取組が成果を上げているか、学校経営評価や保護者アンケートを元に検証する。
また改善点等について意見を検討する機会を設定し、P D C Aサイクルに基づく改善を行う。

④「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図ること

- ・「いじめ防止強化月間」において、全校でいじめの定義を確認するとともに、いじめ防止に向けた各自の取組や学級の努力目標を決めるなど全校生徒で取り組む体制を整える。

(4) 教師としてなすべきこと

①いじめを見抜く感性を磨くこと

- ・いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

②いじめを受けた生徒を最後まで守ること

- ・いじめは絶対に許されないことであり、「いじめられている生徒を守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

③いじめは許さないという学級風土をつくること

- ・道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

④一人一人の心の理解に努めること

- ・生活記録ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。

⑤学習規律の確保や学習意欲の向上に努めること

- ・わかる授業づくり、個に応じた指導の充実に努め、生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し生徒の学力向上を図る。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がけ、生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、教職員、保護者、生徒による学校評価アンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、P D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

①いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて日頃から教職員全体の共通理解を図る。

②いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。

③いじめを生まないために指導上留意すること

- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にされた指導に当たる。

④自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・望ましい人間関係や互いのよさを認め合い、高め合うための活動を積極的に取り入れ、一人一人の生徒の居場所づくりを行うとともに自己有用感をもてるようにする。

⑤生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止を呼びかける集会、「粕川の樹」や「いじめ防止スローガン」の作成、年間を通した挨拶運動の実施、各学級におけるいじめ防止行動目標の設定等)

⑥よりよい人間関係を構築すること

- ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、コーチング等の指導法等を校内研修等で扱い、教職員の指導力向上に努める。
- ・Q-Uを実施し、分析結果をもとにスクールカウンセラーによるグループ面談と個人面談等を実施する。

⑦ネット上のいじめを防ぐこと

- ・情報モラル講演会等を通してネット上のいじめの未然防止に努めるとともに、保護者にも積極的に啓発活動を行なう。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。

(2) いじめ早期発見のための取組

①「こころの点検日」の実施

- ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという観点から、毎月1回の記名によるアンケートを実施して実態の把握に努める。
- ・記載された内容については、担任を中心に聞き取りを行い、早期の解決に向けて対応する。
- ・生徒指導主事は、各学年のアンケート結果と対応について集約し、管理職に報告する。また、生徒指導部会において共有を図る。

②教育相談体制の充実

- ・日常の生徒とのかかわりを大切にするとともに、生活記録ノートを活用して家庭や校外での生活の様子も含め、小さな変化や気になる情報を収集し、いじめの有無を把握することに努める。
- ・いじめを訴えやすくするために意図的・計画的な教育相談やチャンス相談を実施する。また、保護者から相談を受けた場合の対応について共通理解を図る。
- ・学級活動に「こころのSOSの出し方、受け止め方」に関する教育を位置づけ、生徒の援助希求能力の育成に全校体制で取り組む。

③その他

- ・休み時間や放課後等の様々な場面で生徒を見守り、ケンカやふざけあい、からかいなどの動きを把握する職員体制をつくる。
- ・保護者との面談やPTA行事、学校行事等で、家庭と情報を共有するほか、地域行事への積極的な参加等を通じて、地域からも情報を得られるよう良好な関係を築く。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、生徒指導部を中心にして組織で対応する。
- ・被害の生徒を守り通すとともに、加害の生徒には毅然とした態度で指導する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者等からの相談や訴えがあった場合は、具体的な状況把握に努めるとともに生徒の安全を確保する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。
- ・保護者との情報共有に努め、いじめられた生徒を共に守り、支えていく関係を築いていく。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・市教委のネットパトロールや生徒の情報等から実態を把握し、不適切な書き込み等が発見された場合は、市教委青少年課青少年支援センターや県警サイバー犯罪捜査室等関係機関と連携し対応する。

(7) 重大事態発生の場合への対応

- ・いじめ防止対策推進法第28条で規定する重大事態が発生した場合は、速やかに市教委教育支援課いじめ対策室に報告し、市教委と連携し必要な対応を行う。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談通報を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画（案）

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修等で「いじめ防止基本方針」の共通理解 ・学級担任から学級経営方針の伝達 ・学級目標の作成 ・こころの点検日 ・情報モラル講演会の実施 ・学校だよりやホームページ等で「いじめ防止基本方針」の提示 ・生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	入学式 対面式
5	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止月間の実施 ・全校朝礼 校長講話 テーマは、いじめに関わること ・こころの点検日 ・生徒集会 「いじめについて考える」 いじめの定義の確認 ・「粕川の樹」作成 ・学校ホームページ等による「いじめ防止基本方針」の発信 ・保護者との面談等、情報の共有 ・生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	1年生林間学校
6	<ul style="list-style-type: none"> ・前期生徒総会 いじめ防止スローガン 行動目標 ・Q-Uの実施 ・こころの点検日 ・生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	3年生修学旅行 2年生校外学習
7	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのSOSの出し方、受け止め方教育の実践 ・こころの点検日 ・「粕川の樹」作成 	前橋地区いじめ 防止フォーラム への代表生徒参

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1学期の振り返り ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	加
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業中の生徒の見取りと情報の共有（部活動顧問、担任） ・ 夏季休業中の家庭との連携 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの点検日 ・ 「粕川の樹」作成 ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	校内体育大会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの点検日 ・ 後期生徒総会 いじめ防止行動目標の達成状況確認 ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	合唱コンクール
11	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止月間の実施 ・ こころの点検日 ・ 「粕川の樹」作成 ・ SCと連携したSSTを活用した学級活動の実施（2年） ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校朝礼 校長講話 テーマは、人権に関わること ・ 「人権集中学習」の実施（1年生は「いじめ」を扱う） ・ ピアサポート活動と人権集中学習との連携 ・ こころの点検日 ・ 2学期の振り返り ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの点検日 ・ ピアサポートワークショップの実施 ・ Q-Uの実施 ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの点検日 ・ 新入学生徒保護者説明会 6年生に対するピアサポート・ワイド相談の実施 ・ 「粕川の樹」作成 ・ 次年度に向けての「いじめ防止基本方針」の見直し ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの点検日 ・ 1年間の振り返り ・ 生徒指導部会（水曜） 教育相談部会（火曜） 	合同競技大会 卒業式

6 いじめ防止等の対策のための組織 <校内いじめ問題対策委員会>

①校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・ 個別の事例に対する検討及び指導や支援
- ・ いじめに関する相談・通報の窓口となる。

②校内いじめ問題対策委員会組織

本校は、いじめ防止対策推進法第22条で規定するいじめ防止等の措置を実効的に行うための組

織として、生徒指導委員会をもってこれに充てる。

<生徒指導委員会>校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当

また、個別のいじめに対応するため、必要に応じて教育相談部や外部関係者と連携して対応チーム等を編成する。

<教育相談部>校長、教頭、教務主任、教育相談担当、養護教諭、学年教育相談担当、
特別支援教育コーディネーター

<外部関係者>スクールカウンセラー等